

## 品川区養育費相談支援事業補助金交付要綱

制 定 令和3年 4月1日  
区長決定 要綱 第131号  
改 正 令和6年 4月1日  
区長決定 要綱 第249号  
改 正 令和8年3月31日  
区長決定 要綱 第 55号

### (目的)

第1条 この要綱は、養育費の重要性を周知し、養育費の取決めを推進するため、養育費の取決めを行うひとり親等に対し、養育費に関する公正証書の作成費用、養育費立替保証の保証料およびADRの利用経費の補助（以下「本事業」という。）を行うことで、ひとり親家庭で育つ子どもの生活を守り、健やかな成長を実現するとともに、ひとり親等の生活の安定を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親等 母子家庭の母および父子家庭の父またはこれに準じる者をいう。
- (2) 養育費立替保証 ひとり親等が受け取れなかった月の養育費を、保証会社が立て替えて支払うなどの方法により、養育費の確保を行うものをいう。
- (3) ADR 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第1条に規定する裁判外紛争解決手続（弁護士法（昭和24年法律第205号）第31条の規定に基づき設立された弁護士会（以下「弁護士会」という。）または法務大臣の認証を受けた認証ADR事業者（以下「認証ADR事業者」という。）が実施するものに限る。）をいう。

### (補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、品川区に住所を有するひとり親等で、それぞれ次の各号に掲げる要件を全て備えているものとする。

#### (1) 公正証書の作成費用

- ア 養育費の取決めに関する公正証書の作成費用に要した費用で補助対象者が負担した手数料
- イ 養育費の取決めに係る公正証書を有していること。
- ウ 養育費の取決めの対象となる子を現に扶養していること。
- エ 過去に本要綱による公正証書作成費用に係る補助金の交付を受けていないこと。

#### (2) 養育費立替保証に係る契約を締結する際の初回保証料

- ア 養育費の取決めに関する債務名義を有していること。
- イ 養育費の取決めの対象となる子を現に扶養していること。

- ウ 保証会社と1年以上の養育費立替保証に係る契約を締結していること。
- エ 過去に本要綱による養育費立替保証に係る契約を締結する際の初回保証料の交付を受けていないこと。

(3) ADRの利用経費

- ア 令和6年4月1日以降に認証ADR事業者に対し申立てをしていること（養育費に関する内容を含むものに限る。）。
- イ 養育費の取決めの対象となる子と同居し、離婚後に扶養する者（現に扶養している者を含む。）であること。
- ウ 過去に他の自治体もしくは団体等からADRの利用に係る補助金等の交付を受けていないこと。

（補助の対象となる経費および補助金の額）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める経費とする。

(1) 公正証書の作成経費

公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料のうち、養育費の取決めに係る公正証書の作成に要した費用で、補助対象者が負担した手数料

(2) 養育費立替保証契約締結経費（初回保証料）

保証会社と養育費立替保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回保証料として補助対象者が負担した金額とし、上限を5万円とする。

(3) ADRの利用経費

次に掲げる経費の合計額（弁護士会または認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合の当該場所の賃借費用、交通費その他実費を除く。）と5万円を比較していずれか低い額

- ア ADRの申込に係る費用（申立手数料および依頼料相当額）
- イ 調停期日費用
- ウ 合意成立手数料

※弁護士会やADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合の当該場所の賃借費用、交通費その他実費を除く。

アからウまでの合計と、上限額である50,000円を比較していずれか低い額

（交付申請）

第5条 区長は、本事業の実施に際し、養育費相談支援事業補助金の交付を希望する者に対して事前相談を行うものとする。

- 2 本事業の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公正証書の作成日、養育費立替保証に係る契約の締結日またはADRにより養育費の取決めを行った日もしくはADRによる合意が成立しないことが確定した日から起算して6カ月以内に、品川区養育費相談支援事業補助金交付申請書（第1号様式）により区長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- ア 戸籍謄本（申請者および扶養している子の記載のあるもの）・・・共通書類
- イ 住民票（世帯全員分で、続柄・本籍地記載のあるもの）・・・・・・共通書類
- ウ 補助対象となる経費の領収書等・・・・・・・・・・共通項
- エ 養育費の取決めを交わした公文書（債務名義化した文書に限る。）
- オ 保証会社と締結した養育費立替保証契約書（保証期間は1年以上のものに限る。）
- カ ADRにより養育費の取決めを行ったことが確認できる書類またはADRによる合意が成立しなかったことが確認できる資料の写し
- キ その他区長が必要と認めたもの

（決定および請求）

第6条 区長は前条に規定する申請を受理したときは、申請内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、品川区養育費相談支援事業補助金支給決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、前項の審査の結果、補助金を支給することが不相当と認めたときは、理由を付して、品川区養育費相談支援事業補助金不支給決定通知書（第3号様式）により通知する。

3 第1項の規定により、補助金の決定を受けた者（以下「対象者」という。）は、品川区養育費相談支援事業補助金請求書（第4号様式）に支払金口座振替依頼書その他区長が必要と認める書類を添えて、区長に補助金の交付を請求するものとする。

（交付の取消し）

第7条 区長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) その他区長が補助することが適当でないとしたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、対象者に対して既に交付されている補助金の一部または全部の返還を命じることができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。